

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道が、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定するための木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業などの国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや北海道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国におかれましては、下記の事項を実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
- 3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月14日

北海道江別市議会

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣